

平成 27 年 11 月 27 日
原子力安全対策課
(2 7 - 1 5)
< 10 時 資 料 配 付 >

敦賀発電所 1 号機の新燃料輸送（返送）について

このことについて、日本原子力発電株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

敦賀発電所 1 号機（沸騰水型軽水炉；定格電気出力 35.7 万 kW）は、平成 27 年 4 月 27 日に運転を終了したことから、新燃料貯蔵庫に保管していた新燃料 40 体を燃料加工メーカーに返送した。

1. 輸送年月日

平成 27 年 11 月 26 日 11 時 00 分 敦賀発電所 発

平成 27 年 11 月 26 日 22 時 00 分 (株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 着
(神奈川県横須賀市)

2. 輸送数量等

新燃料集合体 40 体
(輸送容器 20 個)

3. 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

以 上

問い合わせ先（担当：加藤） 内線2353・直通0776(20)0314
--

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型 式 ; R A J - II 型 . . . 2 0 個

形 状 ; 箱 形

寸 法 ; 全長約 5 m、幅約 1 m、高さ約 1 m

重 量 ; 約 1. 5 トン（輸送容器だけで約 0. 9 トン）

材 質 ; ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、原子力規制委員会により確認されたものである。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることとしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 59 条に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

① 線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から 1 m 離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

② 表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／ cm^2 以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／ cm^2 以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

① 一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

② 特別の試験条件

9 m 落下試験、棒上の 1 m 落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。